

平成27年第21回教育委員会定例会議事録

平成27年12月9日（水）

杉並区教育委員会

教育委員会議事録

日 時 平成27年12月9日（水）午後2時00分～午後2時25分

場 所 教育委員会室

出席委員 教育長 井出隆安 委員 對馬初音
委員 伊井希志子 委員 折井麻美子

出席説明員 事務局次長 徳嵩淳一 学校整備部長 大竹直樹
担当部

生涯学習スポーツ 和久井義久 中央図書館長 井山利秋
担当部長

庶務課長 岡本勝実 教育人事 藤江敏郎
企画課長

学務課長 正田智枝子 特別支援 伴裕和
教 育 課 長

学校支援課長 朝比奈愛郎 学校整備課長 喜多川和美

生涯学習推進課長 本橋宏己 スポーツ振興課長 人見吉也

済美教育センター 白石高士 済美教育センター
所 長 統括指導主事 大島晃

済美教育センター 手塚成隆 済美教育センター
統括指導主事 就学前教育担当課長 加藤康弘

中央図書館次長 吉川英一 副 参 事 塩畑まどか
(子どもの居場所づくり担当)

事務局職員 庶務係長 井上廣行 法規担当係長 岩田晃司

担当書記 小野謙二

傍聴者数 0名

会議に付した事件

(議案)

- 議案第74号 杉並区幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則
- 議案第75号 杉並区学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則
- 議案第76号 杉並区学校教育職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則
- 議案第77号 杉並区学校教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則
- 議案第78号 杉並区妙正寺体育館等指定管理者候補者選定委員会の設置について

(報告事項)

- (1) 平成28年度学校給食調理業務委託新規実施校の決定について
- (2) 平成27年度優れた「地域による学校支援活動」推進にかかる文部科学大臣表彰の決定について
- (3) 学校運営協議会委員の任命について
- (4) 杉並区教育委員会共催・後援名義使用承認について

目次

議案

議案第74号	杉並区幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則	4
議案第75号	杉並区学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則	5
議案第76号	杉並区学校教育職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則	6
議案第77号	杉並区学校教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則	6
議案第78号	杉並区妙正寺体育館等指定管理者候補者選定委員会の設置について	7

報告事項

1 報告事項

- (1) 平成28年度学校給食調理業務委託新規実施校の決定について
- (2) 平成27年度優れた「地域による学校支援活動」推進にかかる文部科学大臣表彰の決定について
- (3) 学校運営協議会委員の任命について
- (4) 杉並区教育委員会共催・後援名義使用承認について

教育長 ただいまから、平成27年第21回杉並区教育委員会定例会を開催いたします。

本日は馬場教育長職務代理者が欠席でございますが、定足数は満たしておりますので、このまま議事を進めることといたします。

議事進行に先立ちまして、事務局より本日の会議についての説明をお願いいたします。

庶務課長 本日の議事録の署名委員につきましては、教育長より事前に伊井委員との指名がございましたので、よろしくをお願いいたします。

次に、本日の議事日程についてでございます。事前のご案内のとおり、議案が5件、報告事項4件を予定しております。以上でございます。

教育長 それでは本日の議事に入ります。まず、議案の審議を行います。議案の上程・説明は、事務局よりお願いいたします。

庶務課長 それでは、日程第1、議案第74号「杉並区幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則」を上程いたします。

それではご説明いたします。杉並区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部改正の議案が区議会本会議で可決されまして、勤勉手当の支給月数が0.1月引き上げられたところでございます。この条例におきましては、勤勉手当の具体的な支給割合を規則で定めることとしていることから、条例の一部改正と同様に、勤勉手当の支給割合を改めるものでございます。

改正の内容でございますが、議案の最後に添付いたしました新旧対照表をご覧ください。

第4条の支給割合の規定におきまして、支給月数を再任用職員以外の職員につきましては、0.1月引き上げ、再任用職員につきましては0.05月引き上げるものでございます。

最後に附則でございますが、本年12月に支給する勤勉手当に適用させるため、この規則による改正後の規定につきましては、本年12月1日から適用することとさせていただきます。

以上で説明を終わります。議案の朗読は省略させていただきます。

それでは、ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等ございませんでしょうか。――

よろしいでしょうか。それでは教育長、議案の採決をお願いいたします。

教育長 それでは、議案の採決を行います。議案第74号につきましては、原案のとおり可決して異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

教育長 それでは、異議ございませんので、議案第74号は原案のとおり可決いたします。

庶務課長 それでは、引き続きまして日程第2、議案第75号「杉並区学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則」を上程いたします。

それでは、ご説明いたします。学校教育職員いわゆる区費教員につきましては、都費教員に準じまして、妊娠中の女性職員が妊娠に起因する症状のために勤務することが困難な場合における休養として、妊娠症状対応休暇を設けているところでございます。

今般、東京都におきまして、妊娠症状対応休暇の見直しが行われ、1回の妊娠について2回までとしていた分離取得の回数制限が廃止されることになりました。そのため、区費教員につきましても、都費教員に準じて同様に取り扱うこととするものでございます。

改正の内容でございますが、議案の最後に添付いたしました新旧対照表をご覧ください。

第21条におきまして、妊娠症状対応休暇を1回の妊娠について2回までとしていた分離取得の回数制限を廃止するほか、第36条におきましては、必要な規定の整備を図るものでございます。

最後に附則でございますが、施行期日を平成28年1月1日とするほか、施行日以降の休暇から適用することを定めるものでございます。

以上で説明を終わります。議案の朗読は省略させていただきます。

それでは、ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等ございませんでしょうか。――

よろしいでしょうか。それでは教育長、議案の採決をお願いいたします。

教育長 それでは、議案の採決を行います。議案第75号につきましては、原案のとおり可決して異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

教育長 それでは、異議ございませんので、議案第75号は原案のとおり可決いたします。

庶務課長 それでは、引き続きまして、杉並区学校教育職員の給料に関する条例の一部改正に伴う所要の規定の整備として関連がございますので、日程第3、議案第76号「杉並区学校教育職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則」及び日程第4、議案第77号「杉並区学校教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則」を一括上程いたします。

それではご説明いたします。まず初めに、議案第76号「杉並区学校教育職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則」につきましてご説明を申し上げます。

杉並区学校教育職員の給与に関する条例の一部改正の議案が、区議会本会議で可決されまして、給料月額が改められたところでございます。学校教育職員いわゆる区費教員のうち、特別支援学校に勤務する教員、及び特別支援学級の授業を担当する教員に対しまして、その特殊性に基づきまして給料表の額を調整するために、給料月額の100分の25を超えない範囲で給料の調整額を支給しているところでございます。

今般の給料条例の一部改正におきまして、公民格差を解消するため、本年4月1日にさかのぼって、給料月額を引き上げることといたしました。このことに伴いまして、都費教員に準じて定めております給料の調整額を改めるものでございまして、給料月額と同様に、本年4月1日にさかのぼって引き上げるものでございます。

それでは、76号の議案の最後に添付いたしました資料をご覧ください。資料の1ページにつきましては、別表第1に規定する特別支援学校に勤務する職員の給料の調整額を示してございます。上の方から、現行の表、次に本年4月1日にさかのぼって適用される表の順に記載しており、下線を引いた金額が上の段の表と比較して改正があったことを示しております。

資料の2ページにおきましては、別表第2に規定する特別支援学級の授業を担当する職員の給料の調整額を示しております。この表につきましても、先ほど説明しました順に記載しておりまして、下線を引いた金額が上の段の表と比較して改正があったことを示しております。

最後に附則でございしますが、この規則の改正後の規則の規定につきましては、本年4月1日から適用するほか、必要な措置を改めるものでございます。

引き続きまして議案第77号「杉並区学校教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則」につきましてご説明いたします。

先ほどご説明いたしました幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則と同様に、区費教員の勤勉手当に関する規則を改正するものでございます。

改正の内容ですが、議案の最後に添付いたしました新旧対照表をご覧ください。

第4条の支給割合の規定におきまして、支給月数を再任用職員以外の職員につきましては、0.1月引き上げ、再任用職員につきましては0.05月引き上げるものでございます。

最後に附則でございますが、本年12月に支給する勤勉手当に適用させるため、この規則による改正後の規則の規定につきましては、本年12月1日から適用することとしてございます。

以上で説明を終わります。議案の朗読は省略をさせていただきます。

それでは、ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等ございませんでしょうか。――

よろしいでしょうか。それでは教育長、議案の採決をお願いいたします。

教育長 それでは、議案の採決を行います。議案第76号及び議案第77号の2議案につきましては、いずれも原案のとおり可決して異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

教育長 それでは、異議ございませんので、議案第76号及び議案第77号はいずれも原案のとおり可決といたします。

庶務課長 それでは、引き続きまして日程第5、議案第78号「杉並区妙正寺体育館等指定管理者候補者選定委員会の設置について」を上程いたします。

スポーツ振興課長からご説明いたします。

スポーツ振興課長 ただいま上程になりました案件につきましては、10月28日の教育委員会におきまして、指定管理者のA、B、Cの3グループに分けて選定するというところをご報告申し上げたところでございますが、本日は選定委員会の設置についてご審議をいただきたく、よろしく願いいたします。

杉並区プロポーザル選定委員会条例に基づきまして、次のとおり教育

委員会の附属機関として、杉並区プロポーザル選定委員会を設置するとともに、選定委員の委嘱及び任命を行うものでございます。

まず1番、委員会の名称、「杉並区妙正寺体育館等指定管理者候補者選定委員会」でございます。

2、設置目的は、「杉並区妙正寺体育館等の指定管理者候補者の選定に関し必要な事項を調査審議する」ということでございます。

3、設置期間は、「選定を完了する日まで」と考えてございます。

4番、委員会の委員の委嘱及び任命でございますが、(1)に外部の方、(2)に「区に勤務する者」といったところで、表記のとおりでございます。

また、提案理由ですが、「杉並区プロポーザル選定委員会を設置する必要がある」というものでございます。

以上で議案の説明を終わります。議案の朗読は省略させていただきます。

庶務課長 それでは、ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。――

よろしいですか。それでは教育長、議案の採決をお願いいたします。

教育長 それでは、議案の採決を行います。議案第78号につきましては、原案のとおり可決して異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

教育長 それでは、異議ございませんので、議案第78号は原案のとおり可決といたします。

以上で議案の審議を終了いたします。

引き続きまして日程第6、報告事項の聴取を行います。事務局から説明をお願いいたします。

庶務課長 それでは、報告事項1番「平成28年度学校給食調理業務委託新規実施校の決定について」、学務課長からご説明いたします。

学務課長 私から、平成28年度学校給食調理業務委託の新規実施校の決定についてご報告をさせていただきます。

杉並区では平成13年度から自校調理方式による学校給食調理業務の委託を実施しておりまして、平成27年度現在、小学校32校及び中学校18校の合計50校の給食調理業務を民間事業者へ委託しております。平成28年度につきましては、杉並区行財政改革推進計画（平成27～29年度）に基

づきまして、新たに中学校 1 校、西宮中学校の学校給食調理業務を民間事業者に委託いたします。

選定に当たりましては、施設整備の状況や調理職員、栄養士の配置状況等を総合的に勘案し、新規委託実施校を決定したものでございます。

今後のスケジュールにつきましては、平成28年1月に入札公告、2月に入札事業者決定、契約の予定でございます。

私からは以上でございます。

庶務課長 それでは、ただいまの説明につきましてご意見、ご質問等ございますでしょうか。――

よろしいでしょうか。それでは、ないようですので、報告事項1番につきましては以上とさせていただきます。

それでは引き続きまして、報告事項2番「平成27年度優れた『地域による学校支援活動』推進にかかる文部科学大臣表彰の決定について」、学校支援課長からご説明をいたします。

学校支援課長 資料をご覧ください。平成27年度優れた「地域による学校支援活動」推進にかかる文部科学大臣表彰。これに天沼小学校の学校支援本部が選ばれましたことから、ご報告するものでございます。

まず、こちらの表彰の趣旨でございますが、1番に記載のとおりでございますけれども、特に地域全体で学校を支援する活動のうち、その活動が特にすぐれ、他の模範と認められるということで、文部科学大臣が表彰するものでございます。

天沼小学校の学校支援本部の活動につきましては3番に概略を記載させていただいてございますが、平成20年度に、区内初の統合新校として開校して以来、あまぬまワンダラーズが立ち上がりまして、主に「読書活動」、「日本の伝統・文化理解教育」、「キャリア教育」を3本の柱といたしまして、地域人材と学校をつなぐパイプ役となりながら、特色のある支援に取り組んでいるところでございます。

また、こうした活動を通しまして、その支援の裾野も広がり、児童も地域を身近に感じ、地域を愛する心が育まれているというふうに感じているところでございます。

また、こちらには記載してございませんけれども、この活動ばかりではなくて、学習支援活動ですとか、そのほかの活動にも広がっているところでございます。

なお、杉並区におきましては、平成 23 年度以来、「参考」のところに記載してございますけれども、5 年連続の受賞となったというところがございます。

私からは以上になります。

庶務課長 それでは、ただいまの説明につきましてご意見、ご質問等ございますでしょうか。――

よろしいでしょうか。それでは、ないようですので、報告事項 2 番につきましては以上とさせていただきます。

それでは引き続きまして、報告事項 3 番「学校運営協議会委員の任命について」、引き続き学校支援課長からご説明をいたします。

学校支援課長 「学校運営協議会委員の任命について」でございますが、今般、荻窪中学校に関しまして、委員の継続及び新規委員の任命、このお二人を任命するということになりましたので、報告させていただきます。

表に記載のとおりでございますが、廣瀬君枝さん、公募により選定させていただきました。鹿取愛弓さん、校長推薦で 2 期目ということで、引き続きお願いすることといたしたものでございます。

任命期間につきましては 29 年の 9 月 30 日までとなっておりますが、こちらにつきましては、当該荻窪中学校の CS の指定期間の終了までということで、今回任命期間とさせていただきます。

以上でございます。

庶務課長 それでは、ただいまの説明についてご意見、ご質問等ございますでしょうか。――

よろしいでしょうか。それでは、ないようですので、報告事項 3 番につきましては以上とさせていただきます。

それでは引き続きまして、報告事項 4 番「杉並区教育委員会共催・後援名義使用承認について」、生涯学習推進課長からご説明をいたします。

生涯学習推進課長 私からは教育委員会共催・後援名義使用承認についてご報告をいたします。前回の教育委員会で 10 月分の報告を日程上できませんでしたので、本日は 10 月分、11 月分を合わせてご報告をいたします。

まず 10 月分でございますが、合計が 25 件。内訳は定例 22 件、新規が 3 件。共催が 5 件、後援が 20 件でございます。

新規のものにつきましては、まず 2 ページをお開きください。生涯学

習推進課の後援名義でございます。専修大学附属高等学校に対して、事業名は「吹奏楽部 定期演奏会」ということになっております。

あと2件ですが、6ページをご覧ください。スポーツ振興課でございます。両方とも後援名義でございますが、1つ目が公益財団法人杉並区スポーツ振興財団の事業名は「第14回すぎなみ名物ファミリー駅伝」。もう1つが団体名は同じでございます。事業名が「すぎなみブラインドサッカーFUNフェスタ!」。この3件が10月分の新規でございます。

続きまして11月分でございます。件数の合計は32件でございます。内訳は定例が29件、新規が3件。共催・後援の内訳は共催が10件、後援が22件でございます。

新規は2ページをご覧ください。生涯学習推進課、8番の社教センター分でございますが、後援名義でCAMOプロジェクト。事業名は「CAMOプロジェクト年末もちつき会」というものでございます。

あともう1件は5ページでございます。後援名義でございますが、団体名は特定非営利法人てんぐるま。事業名は「内田良子講演会 不登校・いじめー子どもの今を考える」でございます。

あともう1件、10ページでございますが、中央図書館分でございます。これも後援名義で、団体名が「文化デモンストレーション研究会」、事業名が「西荻アカデミア」でございます。11月分は後援名義3件ございました。

私からの報告は以上です。

庶務課長 それでは、ただいまの説明についてご意見、ご質問等ございませんでしょうか。

伊井委員 先ほどのご説明の前のページなのですけれども、ちょっと興味本位で聞くような感じで申し訳ないのですが、数学教育協議会というのがございますよね、9ページに。明星学園小学校。これはどのような会でしょうか。

済美教育センター所長 これは学校の教員、主に中高の数学科の教員が中心、私立の民間の研究団体でございますが、全国的にこういった協議会がございます、その大会がたまたま近隣の三鷹市の明星学園で行われるということで、近隣区市の教員にも呼びかけをしていきたいというようなことで、後援名義ということでございます。

伊井委員 わかりました。ありがとうございます。

庶務課長 ほかにはよろしいでしょうか。

折井委員 私も単純なる興味なのですけれども、10月分の7ページの2番目、定例の後援で「MOA美術館杉並児童作品展実行委員会」とあるのですが、これは熱海にあるあのMOA美術館がやって、それを杉並の子どもたちの展示会をしてくださるのですか。

生涯学習推進課長 これは全国規模の大会でございます、杉並区の児童の作品展が、まず女子美術大学の会場で表彰式を行って、その後区役所の区民ギャラリーで優良作の展示をするということです。

折井委員 全国のレベルのものなのだけれども、ここでは杉並区の子どものものをとということなのですね。

生涯学習推進課長 そうということです。

折井委員 ありがとうございます。

庶務課長 ほかにはよろしいでしょうか。

それでは、ないようですので、報告事項4番につきまして以上とさせていただきます。

以上で報告事項の聴取を終わります。

教育長 それでは以上で本日予定されておりました日程は全て終了いたしました。庶務課長、何か連絡事項がございましたら、どうぞ。

庶務課長 教育委員会の開催日程でございますが、12月24日木曜日は休会とさせていただきます、次回の定例会は年明け1月13日水曜日午後2時からとさせていただきますと存じます。なお、緊急を要する案件が出た場合などは臨時会を開催させていただく場合もございますので、どうぞよろしくお願いいたします。以上でございます。

教育長 それでは本日の教育委員会を閉会いたします。